

JAみくまので年金をお受け取りの方限定!

年金わくわく定期積金



期間1年 店頭金利

プラス

年 0.10%

お一人様ご契約額30万円以上300万円以内 ※期間1年以上5年以内 ※2か月に1度の自動振替

満期後定期貯金に
お預け入れの方は 店頭金利 **プラス** 年 **0.10%**

「JAみくまの」で
年金をお受け取りいただくと
写真の商品をプレゼント!



ボックスティッシュ
「ネピネピ」(150W)
【5箱×2組】

- ◎当組合で年金のお受け取りをご指定、または新たにご指定いただける方のみ。
- ◎お一人様ご契約額30万円以上300万円以内。
- ◎期間1年以上5年以内。(2か月に1度の自動振替)
- ◎やむをえず中途解約された場合は、当JA所定の中途解約利率を適用させていただきます。
- ◎定期積金満期後に定期貯金にお預け入れしていただける場合は、店頭金利+年0.10%にてお預け入れしていただけます。

- ◎お一人様10万円以上300万円以内(期間1年・自動継続)
- ◎上乗せ金利は初回満期日までとなります。満期日以後は店頭金利での自動継続となります。
- ◎ATMでのお取扱い、および他の上乗せ金利商品との併用は対象外とさせていただきます。
- ◎お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税がかかります。(令和4年4月1日現在)

募集期間 / 令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)



©よりぞう

もっと身近に。JAバンクアプリ誕生。 アプリの4つの特徴

1	カンタン登録!	2	口座残高をチェック!	3	明細の照会がらくらく	4	ネットバンクへ手軽にアクセス
	キャッシュカードがあればすぐに利用開始可能。郵送や店舗への来店は必要なし!		口座残高を好きな時にアプリでチェックできる!		アプリをひらけば入出金の明細がすぐに確認できる!		アプリのサービス画面から、ネットバンクにアクセス! ※別途、JAネットバンクの契約が必要です。

利用方法など、くわしくは
JAバンクホームページへ



<https://www.jabank.org/app/>

くわしくはJA窓口、または
渉外担当者にお問い合わせください。



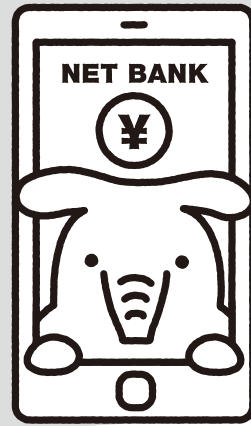
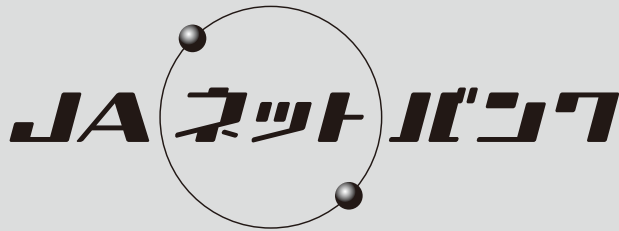
JAみくまの

みくまの農業協同組合 本所 TEL.0735-52-5807

- | | | |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|
| 那智支所 TEL.0735-52-0241 | 本宮支所 TEL.0735-42-0018 | 西向支所 TEL.0735-72-0079 |
| 太地支所 TEL.0735-59-2036 | 新宮支所 TEL.0735-22-0127 | 明神支所 TEL.0735-78-0014 |
| 北山支所 TEL.0735-49-2321 | みさき支所 TEL.0735-31-7018 | |

5月23日より、北山支所・本宮支所は新宮支所へ、明神支所は西向支所へ統合となります

いつでも、どこでも、手軽で便利!



©よりぞう



POINT 来店の手間が省けます!

インターネットで「残高照会」「振込・振替」「税金・各種料金の払込み」「入金明細照会」「定期貯金契約」「各種ローンの一部繰上返済」がご利用いただけます。



POINT 簡単操作で誰でも使えます!

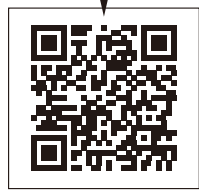
パソコン/専用ソフトのインストールが一切不要!簡単なマウス操作やキータッチにより各種サービスがご利用いただけます。
スマートフォン・タブレット/スマートフォンやタブレットがあれば、ご自宅や外出先でも簡単操作で各種サービスをご利用いただけます。



POINT 高度なセキュリティ対策!

セキュリティ対策として高度な暗号化技術を採用し、ワンタイムパスワードやメール通知パスワードをはじめとする複数パスワード設定等、お客様に安心してご利用いただくための機能を備えています。

ネットバンクのお申込みは下記のQRコードから!



厚生年金は男女とも徐々に65歳支給になります。

特別支給の厚生年金の支給開始年齢は、下表のように「定額部分の年金」も、「報酬比例部分の年金」も、徐々に「65歳支給」になります。

男性	女性	支給開始年齢	
昭和28.4.1生以前	昭和33.4.1生以前	60歳	報酬比例部分 老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28.4.2～昭和30.4.1生	昭和33.4.2～昭和35.4.1生	61歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30.4.2～昭和32.4.1生	昭和35.4.2～昭和37.4.1生	62歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32.4.2～昭和34.4.1生	昭和37.4.2～昭和39.4.1生	63歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34.4.2～昭和36.4.1生	昭和39.4.2～昭和41.4.1生	64歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36.4.2生以後	昭和41.4.2生以後	65歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金

くわしくはJA窓口、または渉外担当者にお問い合わせください。

